

平成 3 0 年

小 牧 市 議 会

第 1 回 定 例 会 提 出 予 定 議 案 の 概 要

提出予定議案

条 例 案	16件
一 般 議 案	1件
補 正 予 算 案	11件
当 初 予 算 案	13件
人 事 案	1件
計	42件

議案目次

条 例 案	
1 小牧市まちづくり推進計画審議会条例の制定について……………	1
2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
3 小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
4 小牧市地域包括支援センターの運営方針並びに職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
5 小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
6 小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について……………	9
7 小牧市指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の資格並びに指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について……………	10
8 小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	10
9 小牧市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	15
10 小牧市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	15
11 小牧市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	15
12 小牧市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	16
13 小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	16
14 小牧市開発行為等の許可の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	17
15 小牧市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正す	

る条例の制定について	17
16 小牧市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	18
一般議案	
17 事故に係る損害賠償の額の決定について	18
補正予算案	
18 平成29年度小牧市一般会計補正予算（第6号）	20
19 平成29年度小牧市土地取得特別会計補正予算（第1号）	23
20 平成29年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	23
21 平成29年度尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	24
22 平成29年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	25
23 平成29年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	26
24 平成29年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	27
25 平成29年度小牧市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	28
26 平成29年度小牧市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	29
27 平成29年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	30
28 平成29年度小牧市病院事業会計補正予算（第4号）	31
当初予算案	
29 平成30年度小牧市一般会計予算	32
30 平成30年度小牧市土地取得特別会計予算	32
31 平成30年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算	32
32 平成30年度尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業特別会計予算	32
33 平成30年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計予算	32
34 平成30年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計予算	32
35 平成30年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計予算	32
36 平成30年度小牧市公共下水道事業特別会計予算	32
37 平成30年度小牧市農業集落排水事業特別会計予算	32
38 平成30年度小牧市介護保険事業特別会計予算	32
39 平成30年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算	32
40 平成30年度小牧市病院事業会計予算	32

41 平成30年度小牧市水道事業会計予算	32
人 事 案	
42 小牧市固定資産評価審査委員会委員の選任について	33

条 例 案

(議案第 1 号)

小牧市まちづくり推進計画審議会条例の制定について

- 1 この条例は、小牧市まちづくり推進計画審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 審議会は、まちづくり推進計画に関する事項について調査審議する。
- 3 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。
- 5 委員の報酬の額は、日額 7,700 円とする。
- 6 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第 2 号)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 年額による報酬の支給方法は、年 1 回（現行 12 分し、毎月）の支給とする。ただし、特に必要があると認めるときは、複数回に分けて支給することができるものとする。
- 2 農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬は、月額による報酬に加え、年額として活動の実績及び成果に応じて予算の範囲内で市長が定める額を支給する。
- 3 学校運営協議会委員の報酬の額は、年額 10,000 円とする。
- 4 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1 は、公布の日から施行する。

(議案第3号)

小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 危険物の貯蔵所の設置の許可申請手数料の額を次の表のとおり引き上げる。
()内は、現行の額

(1) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	570,000円 (530,000円)
(2) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	
ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	880,000円 (830,000円)
イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,070,000円 (1,010,000円)
ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,200,000円 (1,120,000円)
エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,520,000円 (1,420,000円)
オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1,780,000円 (1,660,000円)
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,070,000円 (3,880,000円)
キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,340,000円 (5,100,000円)

ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	6,490,000円 (6,290,000円)
(3) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,180,000円 (1,130,000円)
イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,410,000円 (1,340,000円)
ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,580,000円 (1,500,000円)
エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,940,000円 (1,830,000円)
オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,260,000円 (2,140,000円)
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,550,000円 (4,350,000円)
キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,820,000円 (5,570,000円)
ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	7,070,000円 (6,770,000円)
(4) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	
ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	5,930,000円 (5,750,000円)
イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	7,470,000円 (7,250,000円)

ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	10,900,000円 (10,700,000円)
-----------------------------	------------------------------

2 危険物の貯蔵所の設置の許可に係る完成検査前検査申請手数料の額を次の表のとおり引き上げる。 () 内は、現行の額

(1) 特定屋外タンク貯蔵所に係る基礎・地盤検査	
ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	420,000円 (410,000円)
イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	560,000円 (540,000円)
ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	730,000円 (700,000円)
エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	960,000円 (920,000円)
オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1,090,000円 (1,040,000円)
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1,660,000円 (1,600,000円)
キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	1,900,000円 (1,820,000円)
ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	2,120,000円 (2,030,000円)
(2) 特定屋外タンク貯蔵所に係る溶接部検査	
ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	530,000円 (490,000円)

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000 キロリットル以上1万キロリットル 未満のもの	680,000円 (630,000円)
ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロ リットル以上5万キロリットル未満 のもの	1,030,000円 (990,000円)
エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロ リットル以上10万キロリットル未 満のもの	1,410,000円 (1,310,000円)
オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キ ロリットル以上20万キロリットル 未満のもの	1,780,000円 (1,720,000円)
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キ ロリットル以上30万キロリットル 未満のもの	3,430,000円 (3,320,000円)
キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キ ロリットル以上40万キロリットル 未満のもの	4,190,000円 (4,060,000円)
ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キ ロリットル以上のもの	4,800,000円 (4,650,000円)
(3) 屋外タンク貯蔵所に係る岩盤タンク 検査	
ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キ ロリットル未満のもの	9,320,000円 (9,100,000円)
イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キ ロリットル以上50万キロリットル 未満のもの	12,600,000円 (12,400,000円)
ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キ ロリットル以上のもの	17,300,000円 (17,000,000円)

3 危険物の貯蔵所の保安に関する検査申請手数料の額を次の表のとおり
引き上げる。 () 内は、現行の額

(1) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンク に係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	
--	--

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上5,000キロリ ットル未満のもの	320,000円 (310,000円)
イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000 キロリットル以上1万キロリットル 未満のもの	460,000円 (430,000円)
ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロ リットル以上5万キロリットル未満 のもの	750,000円 (720,000円)
エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロ リットル以上10万キロリットル未 満のもの	1,020,000円 (960,000円)
オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キ ロリットル以上20万キロリットル 未満のもの	1,300,000円 (1,210,000円)
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キ ロリットル以上30万キロリットル 未満のもの	3,150,000円 (2,950,000円)
キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キ ロリットル以上40万キロリットル 未満のもの	3,870,000円 (3,620,000円)
ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キ ロリットル以上のもの	4,460,000円 (4,170,000円)
(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯 蔵所	
ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上40万キロリット ル未満のもの	2,690,000円 (2,660,000円)
イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キ ロリットル以上50万キロリットル 未満のもの	3,230,000円 (3,190,000円)
ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キ ロリットル以上のもの	4,830,000円 (4,790,000円)

4 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(議案第4号)

小牧市地域包括支援センターの運営方針並びに職員に係る基準及び職員の員数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 地域包括支援センターに置く主任介護支援専門員は、介護支援専門員であって、主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、主任介護支援専門員更新研修を修了している者）（現行主任介護支援専門員研修を修了した者）とする。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第5号)

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 平成30年度から平成32年度までの保険料率は、第1号被保険者の市民税の課税状況等の区分に応じて次の表のとおりとする。

区 分	保険料率 ()内は、 現行の保険料率
(1) 世帯員全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給権を有している者若しくは本人の合計所得金額から一定の額を控除した後の額（以下「控除後の合計所得金額」という。）及び課税年金収入額の合計が80万円以下の者又は生活保護受給者	25,854円 (24,978円)
(2) 世帯員全員が市民税非課税で、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の者	33,610円 (32,471円)
(3) 世帯員全員が市民税非課税で、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が120万円を超える者	38,781円 (37,467円)
(4) 本人が市民税非課税で、世帯員に市民税課税者がおり、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以	42,918円 (41,463円)

下の者	
(5) 本人が市民税非課税で、世帯員に市民税課税者がおり、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超える者	51,708円 (49,956円)
(6) 本人が市民税課税で、控除後の合計所得金額が120万円未満の者	56,879円 (54,952円)
(7) 本人が市民税課税で、控除後の合計所得金額が120万円以上200万円（現行190万円）未満の者	67,220円 (64,943円)
(8) 本人が市民税課税で、控除後の合計所得金額が200万円（現行190万円）以上300万円（現行290万円）未満の者	77,562円 (74,934円)
(9) 本人が市民税課税で、控除後の合計所得金額が300万円（現行290万円）以上500万円未満の者	82,733円 (79,930円)
(10) 本人が市民税課税で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の者	87,904円 (84,925円)
(11) 本人が市民税課税で、控除後の合計所得金額が1,000万円以上の者	93,074円 (89,921円)

2 1の(1)に該当する者の平成30年度から平成32年度までの減額賦課に係る保険料率は、23,269円（現行22,480円）とする。

3 その他所要の規定の整備を行う。

4 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(議案第6号)

小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

- 1 指定療養通所介護事業所の利用定員は、18人以下（現行9人以下）とする。
- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の利用定員は、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者等は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととする。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設等は、緊急時等における対応方法について、当該施設の運営規程に定めておかななければならないこととする。
- 5 サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数、利用定員等を定める。
- 6 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合の当該事業所の設備の基準の特例を定める。
- 7 指定介護予防支援事業者は、指定特定相談支援事業者との連携に努めなければならないこととする。
- 8 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、利用者等に対して、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを説明するとともに、利用者の入院時には担当職員の氏名等を入院先の医療機関に伝えるよう求めなければならないこととする。
- 9 指定介護予防支援事業所の担当職員は、必要と認めるときは、利用者の心身又は生活の状況について、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- 10 介護予防サービス計画に主治の医師等の指示又は主治の医師等の医学的観点からの留意事項がある指定介護予防サービス等を位置付けた場合は、介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないこととする。

- 1 1 その他所要の規定の整備を行う。
- 1 2 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(議案第7号)

小牧市指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の資格並びに指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

- 1 指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の資格を定める。
- 2 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準を定める。
- 3 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を定める。
- 4 基準該当居宅介護支援に関する基準を定める。
- 5 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(議案第8号)

小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 国民健康保険事業費納付金に充てるための額を国民健康保険税の課税額とする。
- 2 資産割額を段階的に引き下げ、平成39年度に廃止する。
- 3 平成30年度分から平成32年度分までの所得割額を算定する税率は、次の表のとおりとする。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
基礎課税分(現行100分の4)	100分の4.22	100分の4.44	100分の4.66
後期高齢者支援金等分(現行100分の1)	1.15	1.3	1.45
介護納付金分(現行100分の0.85)	0.99	1.12	1.25

4 平成30年度分から平成32年度分までの被保険者均等割額は、次の表のとおりとする。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
基礎課税分 (現行23,500円)	23,700円	23,900円	24,100円
後期高齢者支援金等分 (現行6,000円)	6,500円	6,900円	7,300円
介護納付金分 (現行5,400円)	6,000円	6,600円	7,100円

5 平成30年度分から平成32年度分までの世帯別平等割額は、次の表のとおりとする。

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
基礎課税分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯(現行24,100円)	23,600円	23,100円	22,500円
	特定世帯(現行12,050円)	11,800円	11,550円	11,250円
	特定継続世帯(現行18,075円)	17,700円	17,325円	16,875円
後期高齢者支援金等分	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯(現行6,100円)	6,300円	6,400円	6,500円
	特定世帯(現行3,050円)	3,150円	3,200円	3,250円
	特定継続世帯(現行4,575円)	4,725円	4,800円	4,875円
介護納付金分(現行5,000円)		5,100円	5,200円	5,300円

6 総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者についての平成30年度分から平成32年度分までの国民健康保険税を減額する額は、次の表のとおりとする。

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
基礎課税分	被保険者に係る被保険者均等割額（現行16,450円）	16,590円	16,730円	16,870円	
	被保険者に係る世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯（現行16,870円）	16,520円	16,170円	15,750円
		特定世帯（現行8,435円）	8,260円	8,085円	7,875円
		特定継続世帯（現行12,653円）	12,390円	12,128円	11,813円
後期高齢者支援金等分	被保険者に係る被保険者均等割額（現行4,200円）	4,550円	4,830円	5,110円	
	被保険者に係る世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯（現行4,270円）	4,410円	4,480円	4,550円
		特定世帯（現行2,135円）	2,205円	2,240円	2,275円
		特定継続世帯（現行3,203円）	3,308円	3,360円	3,413円
介護納付金分	被保険者に係る被保険者均等割額（現行3,780円）	4,200円	4,620円	4,970円	
	被保険者に係る世帯別平等割額（現行3,500円）	3,570円	3,640円	3,710円	

7 総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者についての平成30年度分から平成32年度分までの国民健康保険税を減額する額は、次の表のとおりとする。

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
基礎課税分	被保険者に係る被保険者均等割額(現行11,750円)	11,850円	11,950円	12,050円	
	被保険者に係る世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯(現行12,050円)	11,800円	11,550円	11,250円
		特定世帯(現行6,025円)	5,900円	5,775円	5,625円
		特定継続世帯(現行9,038円)	8,850円	8,663円	8,438円
後期高齢者支援金等分	被保険者に係る被保険者均等割額(現行3,000円)	3,250円	3,450円	3,650円	
	被保険者に係る世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯(現行3,050円)	3,150円	3,200円	3,250円
		特定世帯(現行1,525円)	1,575円	1,600円	1,625円
		特定継続世帯(現行2,288円)	2,363円	2,400円	2,438円
介護納付金分	被保険者に係る被保険者均等割額(現行2,700円)	3,000円	3,300円	3,550円	
	被保険者に係る世帯別平等割額(現行2,500円)	2,550円	2,600円	2,650円	

8 総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者についての平成30年度分から平成32年度分までの国民健康保険税を減額する額は、次の表のとおりとする。

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
基礎課税分	被保険者に係る被保険者均等割額（現行4,700円）	4,740円	4,780円	4,820円	
	被保険者に係る世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯（現行4,820円）	4,720円	4,620円	4,500円
		特定世帯（現行2,410円）	2,360円	2,310円	2,250円
		特定継続世帯（現行3,615円）	3,540円	3,465円	3,375円
後期高齢者支援金等分	被保険者に係る被保険者均等割額（現行1,200円）	1,300円	1,380円	1,460円	
	被保険者に係る世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯（現行1,220円）	1,260円	1,280円	1,300円
		特定世帯（現行610円）	630円	640円	650円
		特定継続世帯（現行915円）	945円	960円	975円
介護納付金分	被保険者に係る被保険者均等割額（現行1,080円）	1,200円	1,320円	1,420円	
	被保険者に係る世帯別平等割額（現行1,000円）	1,020円	1,040円	1,060円	

9 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(議案第 9 号)

小牧市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 国民健康保険法等の改正に伴い、小牧市国民健康保険運営協議会について所要の規定の整備を行う。
- 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第 10 号)

小牧市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、心身障害者医療費、母子・父子家庭医療費又は精神障害者医療費の受給資格者について、所要の規定の整備を行う。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第 11 号)

小牧市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、愛知県外に住所を有する者で、住所地特例により小牧市の国民健康保険の被保険者であるものが、75歳に達する等により愛知県後期高齢者医療の被保険者となったときは、本市が保険料を徴収すべき被保険者とする。
- 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第12号)

小牧市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 消防団員の報酬の額を次のとおり引き上げる。
 - (1) 団長 187,000円(現行184,000円)
 - (2) 副団長 141,000円(現行138,000円)
 - (3) 分団長 95,000円(現行92,000円)
 - (4) 副分団長 58,000円(現行55,000円)
 - (5) 部長 43,000円(現行40,000円)
 - (6) 班長 40,000円(現行37,000円)
 - (7) 団員 39,000円(現行36,000円)
- 2 1回の出動に係る費用弁償の額を次のとおり引き上げる。
 - (1) 6時間以内の場合 3,000円(現行2,000円)
 - (2) 6時間を超える場合 6,000円(現行4,000円)
- 3 その他所要の規定の整備を行う。
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(議案第13号)

小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 建築基準法等の改正に伴い、引用する規定の整備を行う。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(議案第 1 4 号)

小牧市開発行為等の許可の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 市街化調整区域における開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地に係る建築物の新築等を認める要件の一部を次のとおり見直すこととする。
 - (1) 都市計画法第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により定めた都市計画に関する基本的な方針において、工業の用に供する土地として利用を図ることとした地域（現行当該地域内の市長に申出がされた区域で、1 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満であり、かつ、幅員 9 メートル以上の道路に接する区域）内で行うこと。
 - (2) 産業集積の形成及び活性化を図るため市長が定める業種（現行企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に規定する指定集積業種(物流関連産業であるものを除く。))に属する事業の用に供する工場又は研究所で、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。
- 2 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第 1 5 号)

小牧市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 三ッ渕児童遊園を廃止する。
- 2 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(議案第16号)

小牧市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないものとする。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

一般議案

(議案第17号)

事故に係る損害賠償の額の決定について

- 1 相手方の住所氏名
甲 ※※※※※※※※※※※※※※
※ ※ ※ ※
乙 ※※※※※※※※※※※※※※
※ ※ ※ ※

- 2 損害賠償の額
3,000,000円

3 事故の概要

甲及び乙の長女は、平成28年2月8日に発熱し、2月10日には解熱したが、その後もぐったりしていたため、2月11日に小牧市民病院救急外来を受診した。

当直医（研修医）は、診察の結果、入院治療の必要性はないと判断し、翌日の外来受診を指示して帰宅させた。

長女は、その翌日未明に心肺停止状態となり、小牧市民病院に救急搬送され、救命処置が行われたが、同日死亡した。

小牧市民病院病理診断科での病理解剖では心筋炎の所見を認め、臨床経過から推定した死因は、劇症型心筋炎であった。

その診断と治療は極めて困難な症例であるが、当直医（研修医）が他の医師に上申することなく自己の判断で患者を帰宅させたことなど、救急外来の体制に問題があったため、適正な医療を受ける期待権の侵害に当たると判断した。

補正予算案

補正予算案の概要		(単位 千円)		
会計別		補正前の額	補正額	計
一	一般会計	52,089,479	175,806	52,265,285
特別会計	土地取得	1,575	396	1,971
	国民健康保険事業	16,655,342	△237,527	16,417,815
	小松寺土地区画整理事業	157,786	△12,000	145,786
	文津土地区画整理事業	492,521	△6,816	485,705
	岩崎山前土地区画整理事業	286,237	△7,098	279,139
	小牧南土地区画整理事業	535,752	△15,626	520,126
	公共下水道事業	3,873,115	△250,302	3,622,813
	農業集落排水事業	71,706	△3,000	68,706
	介護保険事業	8,342,610	△401,110	7,941,500
	小計	30,416,644	△933,083	29,483,561
合計		82,506,123	△757,277	81,748,846

病院事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
収益的収入	21,084,602	3,756	21,088,358
収益的支出	21,536,123	3,756	21,539,879

資本的収入及び支出

(単位 千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
資本的収入	6,928,035	140,926	7,068,961

(議案第18号)

平成29年度小牧市一般会計補正予算(第6号)

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
52,089,479	175,806	52,265,285	法人市民税	1,174,000
			固定資産税(償却資産)	180,000
			地方消費税交付金	64,000
			児童手当交付金	△92,648
			文化財保存事業費補助金	64,713
			介護施設等整備事業費補助金	△271,513
			寄附金(こまき応援寄附金関係)	219,369
			財政調整基金繰入金	△945,717
			社会福祉基金繰入金	△61,000
			病院建設基金繰入金	△107,256
			都市基盤整備基金繰入金	△920,000
			体育施設整備基金繰入金	△130,000
			前年度繰越金	1,109,218
			公園整備事業債	60,000
その他	△167,360			

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
52,089,479	175,806	52,265,285	社会福祉基金積立金(こまき応援寄附金以外)	700,030
			地域密着型サービス施設整備補助金	△209,670
			地域密着型サービス施設開設準備経費補助金	△61,843
			介護保険事業特別会計繰出金	△64,194
			児童手当	△124,910
			返還金(生活保護費等国庫負担金等)	81,067
			病院事業会計繰出金	△113,594
			小牧岩倉衛生組合運営費・建設費負担金	△174,972
			クリーンセンター施設管理事業	△44,000
			企業立地推進事業	△79,054
			幹線道路舗装補修事業	△45,000

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
			都市基盤整備基金積立金 701,083
			市民四季の森駐車場整備事業 149,700
			土地区画整理事業特別会計繰出金 △106,890
			公共下水道事業特別会計繰出金 △176,941
			次世代教育環境整備基金積立金 700,323
			(こまき応援寄附金以外)
			史跡センター展示制作委託料 △300,000
			基金積立金(こまき応援寄附金関係) 219,369
			その他 △874,698

継続費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	(仮称)小牧駅前線(第3-3工区)小牧市之久田線新設改良事業	148,000	平成28年度	60,000	125,000	平成28年度	60,000
				平成29年度	88,000		平成29年度	65,000
10 教育費	5 社会教育費	青年の家施設整備事業	75,000	平成29年度	22,500	0	平成29年度	0
				平成30年度	52,500		平成30年度	0

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	1 総務管理費	集会施設整備事業	0	41,483
6 農林費	1 農業費	(仮称)農業公園管理事業	0	988
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路舗装補修事業	0	20,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	0	34,600
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路側溝新設事業	0	6,000

款	項	事業名	補正前	補正後	
			金額	金額	
8	土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持補修事業	0	16,800
8	土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	0	38,800
8	土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業	0	36,900
8	土木費	3 河川費	河川水路整備事業	0	16,176
8	土木費	4 都市計画費	街路新設改良事業	0	125,500
8	土木費	4 都市計画費	公園緑地施設管理事業	0	10,197
8	土木費	4 都市計画費	公園緑地施設整備事業	6,000	158,200
8	土木費	4 都市計画費	土地区画整理事業関連整備事業	0	5,000
9	消防費	1 消防費	消防水利整備事業	0	9,201
10	教育費	5 社会教育費	史跡センター施設建設事業	783,209	483,209

地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
交通施設整備補助事業	55,200	0
街路事業	58,000	41,700
公園整備事業	0	60,000
史跡センター建設事業	205,400	154,200

(議案第19号)

平成29年度小牧市土地取得特別会計補正予算(第1号)

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
1,575	396	1,971	土地貸付収入 1,236 土地開発基金利子 47 一般会計繰入金 △1,393 前年度繰越金 506

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
1,575	396	1,971	除草委託料 △488 土地開発基金繰出金 884

(議案第20号)

平成29年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
16,655,342	△237,527	16,417,815	療養給付費等負担金 △7,320 前期高齢者交付金 △284,191 普通調整交付金 △2,108 保険基盤安定繰入金 5,919 その他一般会計繰入金 △17,520 前年度繰越金 67,693

歳 出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
16,655,342	△237,527	16,417,815	後期高齢者支援金 △180,047
			介護納付金 △54,096
			データヘルス計画策定委託料 △3,384

(議案第21号)

平成29年度尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業
特別会計補正予算(第3号)

歳 入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
157,786	△12,000	145,786	保留地処分金 △5,674
			一般会計繰入金 △15,379
			前年度繰越金 8,521
			仮清算徴収金 532

歳 出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
157,786	△12,000	145,786	物件調査委託料 △2,000
			農地転用負担金 △1,000
			物件移転補償費 △9,000

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	土地区画整理事業	5,840

(議案第22号)

平成29年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

歳入 (単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
492,521	△6,816	485,705	保留地処分金 18,334
			社会資本整備総合交付金 62,850
			一般会計繰入金 △27,114
			前年度繰越金 3,714
			区画整理事業債 △64,600

歳出 (単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
492,521	△6,816	485,705	上水道布設負担金 △1,900
			ガス布設負担金 △2,000
			市債償還利子 △2,916

繰越明許費 (単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	土地区画整理事業	54,368

地方債補正 (単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
土地区画整理事業	83,600	19,000

(議案第23号)

平成29年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
286,237	△7,098	279,139	保留地処分金	1,336
			社会資本整備総合交付金	7,600
			一般会計繰入金	△19,579
			仮清算徴収金	8,578
			前年度繰越金	7,167
			区画整理事業債	△12,200

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
286,237	△7,098	279,139	上水道布設負担金	△5,000
			ガス布設負担金	△2,000
			市債償還利子	△98

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	土地区画整理事業	62,874

地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
土地区画整理事業	16,700	4,500

(議案第24号)

平成29年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別
会計補正予算(第3号)

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
535,752	△15,626	520,126	保留地処分金	11,595
			社会資本整備総合交付金	72,000
			一般会計繰入金	△44,818
			前年度繰越金	3,197
			区画整理事業債	△57,600

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要	
535,752	△15,626	520,126	上水道布設負担金	7,000
			ガス布設負担金	△10,000
			NTTケーブル移設負担金	△12,000
			市債償還利子	△626

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	土地区画整理事業	83,591

地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
土地区画整理事業	64,800	7,200

(議案第25号)

平成29年度小牧市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
3,873,115	△250,302	3,622,813	社会資本整備総合交付金 9,269
			一般会計繰入金 △176,941
			前年度繰越金 3,770
			下水道事業債 △86,400

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
3,873,115	△250,302	3,622,813	污水管整備事業 △223,000
			五条川左岸流域下水道建設負担金 △23,160
			大輪ポンプ場整備事業 △63,300
			向町ポンプ場整備事業 △43,096
			雨水幹線整備事業 104,900
			市債償還利子 △2,646

継続費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 下水道建設費	1 下水道建設費	大輪ポンプ場整備事業	313,000	平成28年度	93,900	249,700	平成28年度	93,900
				平成29年度	219,100		平成29年度	155,800
2 下水道建設費	1 下水道建設費	向町ポンプ場整備事業	232,500	平成28年度	69,750	197,300	平成28年度	69,750
				平成29年度	162,750		平成29年度	127,550

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 下水道費 下建設	1 下水道費 下建設	公共下水道整備事業	85,000
2 下水道費 下建設	1 下水道費 下建設	雨水幹線整備事業	124,500

地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
流域下水道事業	60,200	37,000
公共下水道事業	430,500	367,300

(議案第26号)

平成29年度小牧市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
71,706	△3,000	68,706	一般会計繰入金 前年度繰越金
			△7,424 4,424

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
71,706	△3,000	68,706	管路施設工事費
			△3,000

(議案第27号)

平成29年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
8,342,610	△401,110	7,941,500	介護給付費負担金(国) △86,844
			地域支援事業交付金(国)(介護予防事業) △843
			地域支援事業交付金(国)(包括的支援事業・任意事業) △2,547
			介護給付費交付金 △140,000
			地域支援事業支援交付金 △944
			介護給付費負担金(県) △75,656
			地域支援事業交付金(県)(介護予防事業) △421
			地域支援事業交付金(県)(包括的支援事業・任意事業) △1,273
			介護保険事業基金利子 214
			介護給付費繰入金 △62,500
			地域支援事業繰入金(介護予防事業) △421
			地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業) △1,273
			介護保険事業基金繰入金 △271,029
			前年度繰越金 242,427

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
8,342,610	△401,110	7,941,500	居宅介護サービス給付費 △150,000
			地域密着型介護サービス給付費 △70,000
			施設介護サービス給付費 △200,000
			特定入所者介護サービス費 △80,000
			介護予防把握事業 △2,053
			備人料(地域介護予防活動支援事業) △1,318
			認知症総合支援事業 △6,531
			介護保険事業基金積立金 108,792

(議案第28号)

平成29年度小牧市病院事業会計補正予算(第4号)

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
21,084,602	3,756	21,088,358	損害賠償保険金 3,756

支出

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
21,536,123	3,756	21,539,879	その他雑損失 3,756

資本的収入及び支出

収入

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概要
6,928,035	140,926	7,068,961	社会資本整備総合交付金 254,520 一般会計負担金 △113,594

当初予算案

(議案第29号～議案第41号)

平成30年度当初予算案の概要

(単位 千円)

会計別		30年度予算額	29年度予算額	比較
一	一般会計	57,456,000	51,420,000	6,036,000
特別会計	土地取得	1,467	1,575	△108
	国民健康保険事業	13,911,289	16,588,535	△2,677,246
	小松寺土地区画整理事業	354,238	158,579	195,659
	文津土地区画整理事業	620,112	492,401	127,711
	岩崎山前土地区画整理事業	248,967	285,096	△36,129
	小牧南土地区画整理事業	554,169	534,972	19,197
	公共下水道事業	3,473,961	3,868,480	△394,519
	農業集落排水事業	92,217	71,619	20,598
	介護保険事業	7,616,175	8,287,499	△671,324
	後期高齢者医療	3,315,527	3,123,305	192,222
	小計	30,188,122	33,412,061	△3,223,939
	合計	87,644,122	84,832,061	2,812,061

病院事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区分	30年度予算額	29年度予算額	比較
収益的収入	21,110,081	21,081,386	28,695
収益的支出	22,599,444	21,533,918	1,065,526

資本的収入及び支出

(単位 千円)

区分	30年度予算額	29年度予算額	比較
資本的収入	15,420,126	6,928,035	8,492,091
資本的支出	20,704,938	8,614,626	12,090,312

水道事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区分	30年度予算額	29年度予算額	比較
収益的収入	3,065,532	3,021,956	43,576
収益的支出	2,828,136	2,921,583	△93,447

資本的収入及び支出

(単位 千円)

区分	30年度予算額	29年度予算額	比較
資本的収入	376,276	360,425	15,851
資本的支出	1,838,314	1,916,139	△77,825

人 事 案

(議案第 4 2 号)

小牧市固定資産評価審査委員会委員の選任について

委員船橋貞雄氏の任期満了（平成 3 0 年 3 月 2 2 日）に伴い、後任者に栗原寿男氏を選任しようとするもの

